



日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(労働車会館)
電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222) 7207番}

92.6.26 No. 3616

川口、椿、川崎、加藤、梅沢、後藤、森内さん 解雇無効の判決!

清算事業団公判の請求棄却!

オ一波ハ判13名

声明

1. いわれなくJR「採用」を拒否され、二度にわたる不当解雇を強制された組合員の当然の請求を棄却した本日の判決は、社会正義をふみにじり、労働者の諸権利を空文に等しいものとする暴挙である。

JR「不採用」事件については、全国18の地方労働委員会がすべてJR不当労働行為を認定し、「JRに採用したものとして取り扱わなければならない」とする命令を発している。また、150件を超す不当労働行為救済命令は、国鉄分割・民営化が、「国鉄再建」に名を借りた国家ぐるみの不当労働行為にはかならなかつたことを明確に物語っている。

しかし、審理を尽くすこともなく下された本日の判決は、すでに社会的にも広く指弾されている違法行為を隠蔽し、歴史を逆行させるものであると言わざるをえない。

2. また、本日千葉地裁は、1985年11月に実施したストライキに対する不当解雇処分撤回を求めた裁判でも、その請求の一部を認め、一部を棄却する判決を言い渡した。

このストライキは、10万人にも及ぶ大量の整理解雇という、労働者にとって死活にかかわる攻撃が、強引に一方実施されようとしたことに対する当然の権利の行使であり、何ら非難される余地のないものである。

われわれは、本日の判決が、一部解雇無効の主張を認めたものの、他の者の請求を棄却したことについて怒りをおさえることができない。

われわれは、本日を新たな出発点として、解雇撤回・原職復帰をわが手にかちとる日まで、闘いをさらに強化する決意である。

1992年6月25日

千葉地裁は、昨日、清算事業団(JR「不採用」)公判と八五・一一第一波スト公労法解雇公判の判決を言い渡した。判決は、清算事業団公判が請求棄却、第一波スト公判は、七名の解雇を無効としたものの、残る十三名については請求を棄却し、解雇を正当とした内容であった。この判決は、国鉄労働運動を解体しようとする支配階級の政治的意図を体現した歴史的反動判決である。しかし、七名の解雇無効が認められたことにも明らかに、全ての被解雇者の原職復帰に向けた第一歩がきりひらかれた。

われわれは、この日を新たな出発点として、JR「不採用」公判の請求棄却は、まさに言語道断の暴挙である。これは、JR「採用」拒否事件をはじめ、分割・民営化の過程で行なわれた未曾有の国家的不当

して、全員の解雇撤回をかちとる日まで、さらに団結をうち固め、闘いを強化する決意である。

清算事業団公判の請求棄却は、まさにJR「不採用」公判

労働行為のすべてを隠ぺいし、正当化しようとする司法権力の攻撃である。すでに公知の事実となつていて不当労働行為の現実よりも「国鉄とJRは別会社だからJRに責任はない」などとする実態とかけ離れた「法律論」が優先されるなどということは断じて認められない!いかに強権をもってわれわれをおし潰そうとも真実はひとつである。二度にわたる不当解雇が、組合所属のみを唯一の理由とした違法行為であること、これこそが誰も否定することのできない真実である。

オ一波スト

公労法解雇公判

第一波スト公判では、次の七名の解雇を無効とする判決が下された。川口春雄(さん、椿勇(さん、川崎昌浩(さん、加藤正人(さん、梅澤利男(さん、後藤俊哉(さん、森内猛(さん、勝利への第一歩がひらかれた。しかし、千葉地裁は、残る十三名については、われわれの請求を棄却した。断じて許せない。とりわけ、ストライキの指令権も指導権限もない現場の組合役員に対してまで、公労法による解雇を正当であるとした判断は、今までに例のないことである。千葉地裁は、すでに確定した判断となつている公労法適用の基準まで覆し、明白な解雇権の濫用を正当化したのだ。まさに暗黒判決である!

われわれは、この二つの裁判について、直ちに控訴することを決定した。全組合員の総力を結集し解雇撤回をかちとろう。